

千葉商科大学と小千谷市との就労連携に関する協定書

千葉商科大学と小千谷市（以下「両者」という。）は、次のとおり就労連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が学生の就労に関する夢と希望ある未来を支援することにより、地域の発展及び活性化に寄与することを目的とする。

（連携・協力の事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) キャリア教育に関すること。
- (2) インターンシップ受入に関すること。
- (3) 学生への就労支援に関すること。
- (4) 市内企業との交流に関すること。
- (5) 学生の就職に係る情報交換及び実情把握に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携会議）

第3条 前条に掲げる事項について、連携及び協力の円滑な推進を図るため、両者において連絡調整に関する担当部署を定め、定期的な連携会議を実施するものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、両者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月29日

千葉商科大学

小千谷市

学長 原科幸彦

市長 大塚昇一